

令和3年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

令和3年6月7日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	坂口 徹
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	乾 善亮
教育長	山本 雅章	総務部長	面卷 昭男
安全安心課長	真弓 啓	福祉課長	中原 潤
子育て支援課長	中尾 歩美	都市建設部長	上田 俊雄
都市創生課長	本庄 徳光	会計管理者	黒崎 益範
教育次長	栗本 公生	教委総務課長	松岡 洋右

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、4日に続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問です。通告書の要旨のところに私の要望が書かせていただいております。斑鳩町は、中和福祉事務所が管轄する町村のひとつであり、町は住民の窓口の業務を担っています。しかし、町のホームページでは、生活保護に関する情報は得られません。斑鳩町的生活保護に対する見解や町民の受給者情報もありません。窓口業務のみではなく、情報を得ることができるように改善すべきではないですか。

具体的に、①②③について質問をさせていただきます。

まず、①生活保護基準額に満たない所得で保護支給資格該当者のうち、実際の受給者は2割という現況について、町はどのように考えますか、お尋ねします。

ご本人の所得が少なくても、例えば、家族親族等の支援があり生活を維持されていた方に、今日のコロナ禍は大きな影響をもたらしています。消費税の増税や年金の目減り、所得の減少といったご本人の経済状態が悪化しただけでなく、支援をされていた方の経済状況も同様に落ち込み、支援を維持できない状況にあります。

今、全国的に保護の申請者が増加し受給者が増えていますが、困窮している人数ははるかに増大しており、質問の中で2割という数字を挙げましたが、率でいうと実際の受給者の割合は低くなっているとされています。

まずは、①の問いにお答えください。

○議長（伴吉晴君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） おはようございます。ただいまご質問の中で、生活保護基準に満たない所得で、保護支給資格該当者のうち実際の受給者は2割という数字を示されましたけれども、このことにつきまして斑鳩町を管轄する中和福祉事務所に問い合わせを行いました。預貯金や資産、扶養の状況など把握できない要素が多く、中和福祉事務

所管内及び奈良県においてこの数字は把握していないとのことでした。

ただ、町といたしましては、生活保護申請には心理的障壁が存在することもあると考え、誤解や偏見を排除し、その心理的障壁を少しでも取り除くことが重要であると考えております。また、真に生活保護が必要な方には保護の受給等の必要な支援を届けることが必要であり、今後におきましても役場内及び民生委員等とも連携し、生活保護が必要な人に対して制度の周知や気軽に相談できる環境づくり等を行い、中和福祉事務所につないでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。今の回答の中に、次の質問に関連する部分もございました。誤解や偏見を排除するという、そういった答弁がございました。これまでこの誤解や偏見を助長してきたともいえる事象が各地の福祉事務所で見られました。国会で、生活保護は権利であると明言されましたが、今、権利となったわけではなく、生活保護法ができたときから権利でございました。

これまでも私は、斑鳩町だけではなく、他の市町村での保護申請時や受給後の不当な処遇に困惑する方への支援に関わってまいりました。福祉事務所の高圧的に感じる物言いに、まさにおびえるそういった方も何と多いことか。申請時に、家族や親類に支援の可否を問う、またその経済状態を問うなどが難しいからと申請を諦める例も多くございました。また、受給者が近くの医院での受診をためらう理由に、近所の人に知られたくないを挙げることもよく聞くこととございます。

次の②の質問をさせていただきます。生活保護制度への偏見、受給者への偏見差別については、どのようにお考えでありますか。

○議長（伴吉晴君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 生活保護制度への偏見、受給者への偏見差別についてのご質問でありますけれども、奈良県市町村人権同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が実施しております、奈良県市町村における差別事象調査では、斑鳩町において生活保護制度を理由とする差別事象がない状況でございます。また、役場の窓口等においても、そのような相談が寄せられていない状況ではございます。町といたしましては、他の人権差別と併せまして、差別はあってはならないものですので、今後も継続してその啓発活動等を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 差別事例とかについて、県でも、斑鳩町でも、そういった差別

事象がないとのお答えでございました。受給者は権利とわかっていても、周囲の人が偏見と言わずとも無理解からの態度に反論できないでいます。それによって相談にはつながってはいません。差別件数は不明であっても、偏見がまかり通っている、それによって傷ついている人がいるのは現存していることとございます。すべての住民に理解を深めていただきたく町のきめ細やかな取り組みを希望するところです。

三つ目の質問をいたします。町が保護申請を積極的に勧めることについての見解をお聞きします。

○議長（伴吉晴君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 町が保護申請を積極的に進めることについての見解のご質問であります。町といたしましては、先ほど、ご答弁をさせていただきましたとおり、今後におきましても、役場内及び民生委員等とも連携し、生活保護制度の周知等を行うとともに、相談があった場合には丁寧に対応しまして中和福祉事務所につなげていくことにより、真に生活保護が必要な方に対し、保護の受給等、必要な支援を届けていくことが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ただいまの回答の中に、生活保護制度の周知等を行うとありましたが、保護を受けていない人にもこれから申請する人にも、すでに受けている人にも、わかりやすい情報が必要でございます。福祉事務所が発行している生活保護のしおりと、追加の項目を別刷りで挟み込んでいる説明資料は多項目にわたり細かく記載されています。一度、読んで説明を聞いただけでは十分に理解することは難しいと思われれます。制度をわかりやすくお知らせすることが積極的に取り組む第一歩であると、私は思っています。

それでは、最初に記載させていただきました要旨、再度申しあげます。

斑鳩町は中和福祉事務所が管轄する町村のひとつであり、町は窓口業務を担っています。しかし、町のホームページでは、生活保護に関する情報は得られません。改善すべきではないですか、ご回答をお願いします。

○議長（伴吉晴君） 中原福祉課長。

○福祉課長（中原潤君） 生活保護を必要とする人が町担当窓口で安心して相談できる環境づくりとしての生活保護制度の周知についてのご質問でございます。

質問者がおっしゃいますように、現在、町のホームページは担当窓口の紹介のみとなっております。今後は、真に生活の支援が必要な方が相談しやすい環境を構築するため

に、簡潔でわかりやすい制度概要の周知について検討し掲載してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。回答の中の簡潔でわかりやすいとの言葉に期待をさせていただきます。また、ホームページを閲覧できる環境にない方への周知方法についてもご検討いただきたいと思います。

今日は、ワクチン接種のために、部長、次長がともにここにはいらっしゃいませんけれども、今、町民の中にもたいへん困窮をしている方が広がっております、増えております。ぜひともそういった方々に、町長からこの生活保護についてのお気持ちを一言、述べていただきたいと思います。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 生活保護制度を進めることの見解ということでございます。

この生活保護といいますのは、先ほども議員のほうからいろいろ意見を言っていたところでございます。これは国民の権利ということで国のほうも認めているわけでございます。そのような中で、国が示しておりますように、ためらわずにこういう形については相談をしてほしいというふうに考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ためらわずに相談、そして、申請もスムーズにいくように、よろしくお願いを申しあげます。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

2点目の質問は、小・中学校トイレの環境の改善について、お伺いをいたします。

この質問をさせていただききっかけとなったのは、小学生の保護者からの悲痛な訴えがあったからでございます。屋外のトイレの環境が特に悪く、古いこともあって色褪せたり、掃除だけでは落ちない汚れも多い。雨風が強いときには行き来が大変だ。トイレを待つところも狭い。冬でも外気が吹き込み寒い。保護者会から改善のお願いをしてもいっこうに実現しない等々でございました。現状については、議員の中にも職員さんの中にもご自身が卒業生だったり、また子どもさんが在籍している等で、こういった状況をご存じの方もおいでのことでしょう。

この質問も、1番から3番について順に質問をさせていただきます。

まず1番目は、小・中学校トイレの洋式便器の設置率は現在どのぐらいですか。また、

今後の計画はどうか。車いすで利用可能なトイレの設置数と、利用対象の職員児童生徒の在籍はいかがですか。また、洋式便器のうち、車いす対応トイレはどの位置に設置されているでしょうか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） これまでから、町立小・中学校トイレの洋式化につきましては、順次、進めてきたところでございまして、令和2年度までに町立小・中学校の約半数のトイレの洋式化を完了したところでございます。今後、既設トイレの維持修繕を考慮しながら、計画的に各トイレに和式を1か所残して、約80%のトイレの洋式化を目標としてまいりたいと考えているところでございます。

次に、各小・中学校におけます車いすで利用可能であるトイレの設置数につきましては、各小・中学校に1か所は設置をしているところでございます。なお、そのトイレを利用する教職員数及び児童生徒数につきましては、個人が特定される恐れがあるため人数のお答えは差し控えさせていただきたいと存じますが、ごく少数に限られております。ただし、病気やけがによりまして一時的に車いすを利用する事例も常に想定されているところでございます。なお、車いすで利用されるトイレにつきましては、すべて屋内に設置しているものでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

車いす対応トイレは屋内に設置され、通路、廊下から直に中に入れますが、その他の洋式トイレはトイレ内の便器を取り換えたものということで認識をしています。今般、小学校3校のトイレの状況を見せていただきました。斑鳩小学校の屋外トイレには、正直ショックを受けました。しかし、それだけではなく、避難所となる体育館等のトイレについても改善の検討が必要ではないかと思えます。

次の、2番目の質問をさせていただきます。

斑鳩小学校以外に屋外のトイレのある学校はありますか。また、災害時の避難所となる体育館等のトイレの状況はどうか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 屋外トイレがある町立小・中学校についてのご質問でございます。まず、斑鳩小学校につきましては、体育館東側に1か所、校舎北館・中館の間に1か所、ランチルーム北側に1か所、プール施設に1か所の計4か所の屋外トイレを設置しております。斑鳩西小学校につきましては、プール施設に1か所の屋外トイレを

設置をしております。斑鳩東小学校につきましては、体育館西側に1か所、プール施設に1か所の合計2か所の屋外トイレを設置をしているところでございます。斑鳩中学校につきましては、プール施設に1か所、斑鳩南中学校においてもプール施設に1か所の屋外トイレを設置をしているところでございます。ただし、プール施設に設置するトイレにつきましては、基本的にはプール使用時に使用することを想定しているものでございます。

次に、災害時の避難所となります体育館等のトイレの状況でございますが、現在、斑鳩小学校につきましては体育館内に男女合わせて和式4か所、洋式2か所、計6か所設置をしております。斑鳩西小学校につきましては体育館内にトイレはございませんが、隣接するプール施設のトイレを使用することが可能でございます。斑鳩東小学校につきましては体育館内にトイレはございませんが、体育館に隣接する屋外トイレを使用することを想定しており、男女合わせまして和式6か所、洋式2か所、計8か所を設置をしているところでございます。斑鳩中学校につきましては体育館内にトイレはございません。斑鳩南中学校につきましては体育館内に男女合わせまして和式3か所、洋式2か所の計5か所を設置をしているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 避難時にはトイレは必須な施設でございます。野外トイレへの通路や屋根があっても天候や気候によりスムーズな使用が難しいことも懸念されます。避難が長期間になれば、耐え難い状況となるのではないのでしょうか。対策が必要だと思います。

次のところでお聞きします。3番の質問は、今、建て替えや大がかりな改修は難しいとしても、環境改善は必要ではないのでしょうか。子どもたちは家庭でも保育園、幼稚園でも快適なトイレが当たり前の生活を送ってきた、そういった子どもたちが少しでも気持ちよく使用できるようにじっくり取り組むことを求めます。いかがお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 今議会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、指定避難所であります町立小・中学校、幼稚園のトイレの洋式化並びに自動照明、洗面器の自動水栓の改修費用にかかる補正予算を上程をさせていただいているところでございます。これによりまして、緊急時に避難所としてより多様な利用が見込まれる部分につきましては、優先的に洋式化等の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、その他のトイレにつきましても、先ほどの答弁にもございましたように既設トイレの維持修繕を考慮しながら、計画的に各トイレに和式を1か所残して約80%のトイレの洋式化を目標としているところでございます。

また、施設整備だけではなく、既設の施設の運用につきましても、トイレトーパーや手洗い石けん液など、消耗品の適切な補充や、トイレスリッパや清掃用具の整頓なども快適性を高める上での重要な項目であり、こうしたイメージアップについて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今後、できるだけ早期に計画の完了に向けて進めるとともに、児童生徒が快適に学校生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 避難所関連のトイレの整備を優先的に行う計画との回答でありますが、斑鳩小学校の屋外のトイレ2か所は、プールや体育館使用時のためのトイレではなく、恒常的に使用しているトイレでございます。優先順位の繰上げを強く求めるものでございます。

また、運用面での改善についての取り組みの回答がございました。洋式便器の便座の消毒は、皮膚や手指からの感染予防に必要でございます。学校で無償配布が予定されている生理用品のトイレ内での設置、これは経済的な支援という面ではなく、生理イコール女性イコール不純といった社会的抑圧を打ち砕き、生理がハンディではないことを、女性が自由に示すことへの支援として、トイレ内への設置を求めるものでございます。

また、車いす対応のトイレ、多目的トイレ、これは私、以前に質問をさせていただいたときに、身障者専用というのではなく、どなたでもご利用くださいというような表示、これは町内のところで改善をされました。ありがとうございます。

学校のことについてもそのときに触れましたが、性的な違和感をお持ちになる、そういった年齢は、大人になってからではなく、小学校や中学校の子どもさんたちでもそういった方がいらっしゃるの確かです。そのところ、今の現状ではなかなか対応が難しい。これは大きな課題ではありますが、忘れてはならない課題であると思います。

十分に慎重に対応していただきますよう要望しまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、溝部議員の一般質問をお受けします。

1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、ひとつ目として、学校における熱中症対策について、お伺いいたします。

文部科学省によると、全国の小・中学校と高校では児童生徒が熱中症の症状を訴えて手当を受けたという事例が毎年5千件ほど報告されているとのこと。関西も今年は早くから梅雨入りし、気圧の変化からこの時期は体調を崩しやすいということも伺います。また、コロナ禍であり自粛傾向にあるすべての活動により、子どもたちの体力も落ちていることが考えられる中で、熱中症のリスクは大変、高くなっていると思っております。子どもたちへの熱中症対策として、まず、ひとつ目として学校の教室また体育館でのクーラーの使用基準について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 町立小・中学校におきまして、令和元年度までに児童生徒が意欲をもって学ぶことができる学習環境の整備と、夏季の児童生徒の健康保持のため、校舎及び体育館に空調設備を導入をいたしました。空調設備の使用につきましては、各学校に対しまして一定の基準を定め、適切な運用を図っているところでございます。

これにより、使用日につきましては、夏季は室温がおおむね28度を超える日とし、冬季は室温がおおむね18度を下回る日としております。また、設定温度につきましては、文部科学省が示す学校環境衛生基準に基づきまして、児童生徒の体格や活動内容等により室温がおおむね夏季は25度から28度、冬季は18度から20度となるように温度調整をすることとしております。

しかしながら、昨年度から続く新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、教室、体育館等におきましては適切な換気を行う必要がありますことから、機器の設定温度、出力等につきましては柔軟に対応しているところであり、児童生徒の体調の変化にも留意しながら運用を行っている状況でございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） 一定の基準はあるものの、児童生徒の体調の変化にも留意しながら運用していただいているということで、ありがとうございます。

次に、スポーツ庁からは、屋外でのスポーツ時には一定の距離を保つなどすれば、マスクの着用はなしでもよいとなっておりますが、斑鳩町では体育の授業、部活動また登下校中のマスクの取扱いについては、どのようになされていらっしゃるでしょうか

か。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 学校教育活動におきましては、新型コロナウイルス感染予防対策として児童生徒は原則、マスクを着用することとしております。しかしながら、これから気温が上昇する時期となります。昨年度は臨時休業からの学校再開直後の6月3日に、今年度も5月28日に町立小・中学校長及び幼稚園長に対しまして、熱中症など健康被害の予防の観点から、学校及び幼稚園における各場面に応じて適切な指導を行うよう通知を行ったところでございます。

まず、登下校、登降園児におきましては、他の園児、児童生徒との十分な距離を保った上でマスクを外すことも可能とするとし、併せて、腕を伸ばしても当たらないなど、わかりやすい距離の目安や体調に合わせたマスクの着脱のタイミングについて、児童生徒に指導を行っているところでございます。また、幼稚園の登降園時についても、園児の体調に合わせ、適宜、着脱いただくよう保護者に協力を求めているところでございます。

次に、教室、保育室では、授業中、保育中は適切なエアコン等の使用により、教室の室温に留意しながらマスクの着用を原則としておりますが、休み時間等で換気や児童生徒間に距離を十分に確保することができる場合におきましては、児童生徒がマスクを外すことも容認をしているところでございます。ただし、児童生徒がマスクを外す場合には、会話を控え、咳エチケットを徹底するなどの指導と状況の観察を行っております。

次に、体育の授業や部活動につきましては、児童生徒の間の距離を一定以上確保するなど感染対策を意識した上で、マスクの着用を要しないこととしております。ただし、軽度な運動を行う場合など、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、着用を妨げないようにしているところでございます。

なお、マスクの着用の有無にかかわらず、熱中症等の健康被害の防止に留意することとしており、教員及び指導者には常に状況の観察に努めることとしてしているところでございます。また、体育館など屋内での活動の場合は、出入口のドアや窓など広く開け、換気を徹底するなどの措置を講じることとしております。なお、給食につきましても、配膳を完了し食事を始める直前まではマスクを着用することとしております。また、食事中は児童生徒が不要な会話をすることがないように指導を行い、食事が終わった児童生徒等には、すみやかにマスクの着用を促すこととしております。いずれの場面におきましても、マスクの着用を原則としながら、適宜、着脱を容認することとしてしているところでございます。

マスクの着用につきましては、熱中症や酸素供給不足などの健康被害が懸念されるとの見解もお聞きしておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点におきましては、非常に重要な要素であるのは間違いないと考えております。学校や幼稚園では、子どもたちに不自由を強いることとなり心苦しい状況ではございますが、適切な指導と状況の観察を徹底することにより、でき得る範囲で子どもたちの負担軽減と安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） いずれの場面でも適宜マスクの着脱を容認されているとのことですが、このマスク着脱の問題はさまざまな考え方があることから、非常に難しい問題だと思いますが、子どもの、苦しくても周りが外さないから自分も取りづらいという声も聞きますことから、子どもたちへはルールを守ればマスクを外すことが可能であるということ、また、それが悪いことではないということも、引き続き、現場の先生方にはお声がけをお願いしたいと思います。ただ、十分に気をつけていたとしても、もし熱中症が発生した場合の対策について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 熱中症への備えについてのご質問でございます。まず、学校におきましては、熱中症予防に十分留意をしているところでございます。気温の上昇に加え、コロナ禍におきましては、マスク着用によりさらにリスクが高まることが懸念されるところでございますが、先ほども答弁させていただきましたように場面や体調に応じて、適宜、マスクを着脱することについて指導を行っております。また、適宜、水分補給の時間を設けたり、気温や暑さ指数など客観的な基準に基づき業間や昼休みの活動、屋外での体育等の授業を控えたりするなどの指導を行っているところでございます。しかしながら、予防対策を講じてもなお、熱中症が発生した場合におきましては、迅速かつ適切な対応が求められますことから、各学校におきましてはそれぞれ熱中症救急対応時のマニュアルを整備し、教職員全体においてその内容を確認し認識を共有した上で、マニュアルに沿った対応をすることとしております。なお、意識があるなど症状が軽度でありましても、保健室等に常備しております経口保水液で水分補給を行い、身体を冷却、休養させ、状況に応じて医師の診断や救急搬送を手配するなど、児童生徒の状況を注視しながら慎重に対応をしているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 万が一、具合が悪くなったとき、症状を悪化させないようにす

るためにも、早く異変に気づいてあげることが大切だと思っております。引き続き、子どもたちの安全を守っていただけるようによろしく願いをいたします。

続きまして、二つ目の質問に移ります。

二つ目は、性教育についてでございます。時代遅れと言われている日本の性教育、2009年にユネスコが世界保健機関などとともに作成した国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、性教育の開始年齢が5歳からとなっています。世界中のほとんどの国がこのユネスコのガイダンスを参考に、性教育に積極的に取り組んでいるようですが、そんな世界の性教育を尻目に、日本の性教育は30年前とほとんど変わっていないと言っても過言ではないようです。日本では、性に対して本気で学ぶ機会が高校生になってしかないこと。また、その教育の内容は不十分であること。そして、日本はどの国よりもインターネットやゲーム、スマホ、パソコンの技術が発展している中、性教育の遅れが子どもたちにどれほど影響を与えるか答えは明白であると思えます。

日本では、早いうちから性について知ると興味が出て行動に移してしまうから心配というような考え方があり、小さい子どもたちに性教育はまだ早い、寝た子を起こす的な風潮があります。しかし、自分たちの小・中学生の頃を思い出してもらおうと、そのころ、性に対して普通に興味があったことと思えますし、寝ているわけではなくどこからかいろいろと情報を得ていたこともあったのではと思います。昔に比べてすぐにネットで情報を入手できる今現在、正しい知識を持っていない状態で好奇心だけ膨らんでいくこと自体が危険なものではないかと思えます。インターネットでは、歪んだ性情報が氾濫し、子どもの性を狙う犯罪も後を絶たない中、無知と誤った情報が生命を脅かすと言われていています。世界各国の研究では、性教育によって性交年齢が早まったとの傾向はなく、むしろ慎重にさせる結果も出ているとのこと。日本が世界の流れに追いつくにはまだまだ時間がかかりそうですが、行政や学校、保護者などが問題意識を高め、性教育に取り組み、また、連携を図っていく必要があると思えます。

そこでまず、ひとつ目として、斑鳩町での幼稚園、学校での性教育の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 近年、社会環境の変化や情報化社会の進展によりまして、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化をしております。インターネット上には性に関する情報が氾濫し、さまざまな情報を容易に入手できるとともに、SNS等を介して性犯罪、性暴力に巻き込まれることもあることから、予防及び対処のための性教育が重要である

と考えております。現在の幼稚園、町立小中学校での性教育への取り組みであります。幼稚園におきましては赤ちゃんや妊婦の母親を扱った絵本等を使用して、命の大切さや自分だけでなく友達も大切にすることを教えているところでございます。小学校におきましては、養護教諭が中心となって年間計画を立て、保健の授業だけでなく人権教育や特別活動等で学年に応じた学習を行っており、野外活動や修学旅行の前には女子児童に指導を行っているところでございます。中学校におきましては、保健体育で性について履修しており、助産師や医師を講師として招き、性教育講演会を実施しているところでございます。各学校園では、性教育は体育や保健体育のみならず学校教育活動全体を通じて取り組むこととしており、児童生徒の発達段階、受容能力を十分に考慮し内容の検討を行っているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。いろいろと社会の環境の変化とともに内容の検討も行っていただいているということですが、この質問をさせていただく際にいろいろと知ったことですが、性教育といえば性交とかポルノのようなイメージで捉えられることが多く、こういった誤解が性教育そのものの必要性を理解されなくなってきていることがあるということを知りました。それらは性教育の中のたくさんあるテーマのひとつであり、性教育の本質とは命、体、健康の学問ということであり、これからの世の中を生きている人格を育てるのに必要不可欠な教養や知性であるということでした。

そこで、二つ目として、斑鳩町では性教育の考え方、その目的はどのようなものと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 学校における性教育は、児童生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行う教育であると、そのように言われております。学校はすべての児童生徒に対して人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的、基本的な内容を児童生徒の発達の段階に即して、正しく理解できるようにするとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう組織的、計画的に指導する必要があると考えております。

性教育の中で、性に関する知識、思考力、判断力、表現力などを身につけることによって、誰もが性犯罪、性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないように、発達

の段階に応じた教育を進めていく必要があると考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 性教育を正しく理解することは、自分の性や体に対して肯定的に捉えられるようになり、自分を大切にすることができるようになり、自己肯定感を高めることができます。また、自己肯定感の高い人は自分だけでなく相手も尊重できるから、子どもが学べば幸せな人間関係を築く力の土台になると思います。

また、正しく性教育を学ぶことで得られることのひとつに、先ほど、おっしゃっていたような性的なトラブルを避けられることや、万が一、トラブルにあっても解決に向かって適切に対処できる人間に育つということが挙げられます。

現在、インターネット環境の進歩により歪んだ情報をすぐに入手できる時代になっております。

三つ目として、子どもたちを性被害から守る取り組みとして、現在はどのような取り組みをされていらっしゃるでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） SNS等を通じての性被害から子どもを守るための取り組みについてでございます。

幼稚園におきましては、登降園時に不審者などから被害に遭わないよう保護者への情報提供、不審者に対応する避難訓練を行っているところでございます。また、身体測定時や保護者との関わり、声かけを通して子どもの身体変化を把握するよう努めているところでございます。小学校におきましては、低学年ではプライベートゾーンに対する意識を高める教育、中学年では性被害に遭わないために注意すべき事項について学習を進めているところでございます。高学年ではSNSの危険性について性被害と関連づけて学習を進めており、講師を招きスマートフォン教室を実施をしているところでございます。中学校におきましては例年、奈良県西和警察署員によります、防犯教室を開催し、SSによる犯罪に巻き込まれないよう具体的な事件を例に挙げながら注意喚起を行っているところでございます。なお、SNS等によります性被害につきましては、比較的、新しい課題でありますことから、学年や年代によって学習内容に漏れがないよう振り返りや繰り返しの学習を行い、その充実に努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、引き続き、性犯罪、性暴力の被害者、加害者、傍観者にさせないため、就学前の教育、保育を含め、学校等において地域の人材の協力、保護者などの理解を得ながら取り組みの推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） いろいろな取り組みをしていただいているということで、ありがとうございます。ご答弁の中に、低学年の子どもにプライベートゾーンに対しての意識を高める指導をしていただいている、と言っていただきましたけれども、これは性教育の導入部分の教育で、自分の体の大切な部分を他者から簡単に触らせないように守り、自分自身を、そして同じように周りの人たちを大切に思う気持ちを育むという教育ですが、この指導がいつ頃から始まったかは、申し訳ありません、存じ上げないんですけれども、子どもたちに聞いてみますと、習ったことないという答えが返ってくることもあり、低学年で指導されているということですから、過渡期にあった場合、習っていない子どもがいてもおかしくないと思います。また、忘れているということも考えられます。文科省が公開しているこの指導教材の中には、幼稚園から高校生の各年代に合わせた教材があることから、ぜひとも各年代で繰り返し指導をお願いしたいと思っています。

そして、次の質問ですが、こういった教育は家庭との連携が必要であると思いますが、これについてどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 学校における性教育につきましては家庭や地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分得ることが重要であるとされております。このことから、性教育及び性被害から児童生徒を守る教育につきましては、保護者との連携、情報共有が非常に重要であると考えております。そこで、幼稚園におきましては登降園時に保護者と対面で話す機会も多く、情報交換等の連携を密にしているところでございます。小学校におきましては、保健だよりや学年だよりなどにおきまして、学習内容について家庭にお知らせをし、また、保護者への連絡をこまめに行いながら情報交換を行っているところでございます。中学校におきましては、校長通信、学級通信等の配布物で情報発信を行うとともに、家庭との情報交換の中で個別事案につきましても都度、対応をしているところでございます。このように各学校、園におきましては、常に保護者への情報提供、情報共有を行うことで、家庭教育との連携を図っているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） 子どもの幸せを守るための性教育を、学校でも、そしてご家庭でも取り入れやすいように、斑鳩町のほうからも働きかけていただき、一緒に進めてい

ただけるようにお願いをいたします。

そして、次に子宮頸がんですが、これは性教育と切っても切り離せない関係があると思っております。子宮頸がんワクチン接種によって予防可能ながんですが、無料接種期間が決められていたり接種については現在、積極的に進められていないということも踏まえると、やはり検診をしっかりと啓発していくことが大切だと思っております。

斑鳩町では、検診啓発のためにいろいろと工夫をしていただいているとお伺いしております。今後も引き続き、検診を進める啓発活動のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。こちらについては、お願ひをしておきまして、答弁は結構でございます。

そして、この質問の最後ですが、このコロナ禍で、生理の貧困という報道を連日見ました。女性の体、また生理というテーマについても社会全体で考えるよい機会になったのではないかと思います。

斑鳩町での学校での生理用品の配布についてのお考えをお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） この件につきましては、コロナ禍において困窮する女性の負担軽減として、全国各地においてその取り組みが進められているところでございまして、本町におきましては、5月から社会福祉協議会が一般向けに生理用品の配布事業を開始されたところでございます。

各小・中学校におきましては、これまでも急な体調の変化があった児童生徒には対応をしておりましたが、今回、家庭で生理用品を用意するのが難しい児童生徒への取り組みにつきまして検討を行い、今月から家庭で生理用品を用意するのが難しい児童生徒に対しましても、養護教諭が中心となりまして保健室におきまして生理用品の配布を開始したところでございます。あわせまして、各学校では女性の負担軽減等の施策の背景等につきまして、養護教諭による学習会等を開催するとともに、児童生徒への事業周知を行うこととしております。また、各学校のトイレにおきましては、告知用の掲示、案内を行うとともに、保護者に対しましては各小・中学校の6月発行の保健だよりへの記事の掲載のほか、学校から保護者宛てにメールを配信をさせていただいたところでございます。本事業につきましては、利用する児童生徒との言葉のやり取りの中で、心身の状況や家庭状況の把握にもつながるものと考えており、また、福祉分野での支援につなげるきっかけにもなるものと考えておりますが、非常にデリケートな内容でございますことから、利用する児童生徒への心身のケア、プライバシー保護の点につきましても、十分に配慮していくことが必要であると考えております。事業開始時点では、保健室での

配布の方法を選択することとしておりますが、効果的な運用ができますよう保健室や養護教諭が身近な存在となるようなイメージの醸成も必要であると考えており、今後におきまして運用を行う中でより効果的な事業となるよう、状況に応じ、適宜見直しも検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今月より学校でも広く周知されているということで、ありがとうございます。生理用品の配布という事業を通じて子どもたちとのコミュニケーションを取っていただき、プライバシーの問題はあろうかと思いますが、子どもたちの心身のケア、家庭状況の把握をしていただき、新たな支援につなげていただけたらと思います。

性教育は、今現在の日本では非常に難しい問題と捉えられがちです。子どもの性教育は誰が担当すべきかと尋ねると、多くの親はそれは学校でと言ひ、先生たちは家庭でと言われるようです。しかし、今、多くの国では、学校でも家庭でも熱心に取り組むようになっていきます。それほど子どもを取り巻く性の環境が難しく危なくなっているからということです。子どもたちが幸せになる性教育の取り組みを、ぜひこの斑鳩町でますます進めていただけるようお願いをいたします。

続きまして、最後の質問でございます。三つ目は、消防団員の処遇改善についてでございます。全国の消防団員は1955年頃には200万人近くいらっしゃったそうですが、90年には100万人を割り、2020年には過去最少の81万8千人ということです。若年層を中心に入団者数も落ち込み、2020年の団員数は前年比で1万4千人減少したとのことで、1万人以上減ったのは2年連続で、消防庁は危機的状況と強調しているようです。背景には、地域社会と消防庁のつながりが薄れていることや、ふだんはサラリーマンとして働く人が活動との両立が難しいこと、また、高齢化の問題もあるとのことです。斑鳩町では今後、消防団員の確保についてどのような方針で取り組んでいかれる予定でしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 消防団員の確保等に関するご質問でございます。消防団員は、平素は生業を持ちながら、自らの地域は自ら守るという崇高な郷土愛護の精神により、消火活動等をはじめとして、風水害災害時には住民の避難誘導や災害防御活動等に携わっていただいております。地域の実情を熟知されている消防団員は地域の安全確保のために不可欠な方々でございます。その一方で、少子高齢化の進展、サラリーマンなどの被用者や自治体の区域を超えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済活動の変化により、地

域における災害活動の担い手を十分に確保することが困難となってきております。こうした中、本町では、団員確保の取り組みとして、町外にお住まいの在勤者の入団を可とすることや年齢の上限を廃止することなどの制度改正を行ってきたほか、出初式や文化財防火デー、地域での防災訓練や地域でのふれあい活動、小学校の社会見学で放水体験を行われている姿など、消防団の活躍の様子を広報紙で紹介するとともに、団員募集の記事を掲載し入団の呼びかけを行っております。

令和3年4月1日現在、町の消防団は定数100人に対して80人という状況ですが、熱意のある方にできるだけ入団していただけるよう、今後もさまざまな機会を通して活躍される姿を紹介するとともに、町内の事業所への働きかけ、消防団員の方からの声かけの協力依頼など、積極的に募集をかけてまいりたいと考えております。

次に、団員の報酬等の状況についてでございますが、本町の団員報酬は、年額7万3,300円となっております。一方、現在、国の標準的な額として地方財政措置すなわち地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額における単位費用は3万6,500円となっております。また、各手当につきましては、水災時の職務に従事した場合は1回6,800円、警戒の職務に従事した場合は1回当たり夏期は4,100円、冬期は4,900円を支給するほか、機械係団員には年額報酬のほかに車種により機械係手当を支給しており、消防ポンプ自動車で月額2万3,400円、小型ポンプで月額9,700円、輸送車で月額6,900円となっております。団員の報酬等につきましては、今後も近隣の状況や国の標準額の見直しなど、総合的に勘案して適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 団員の確保などにいろいろと工夫をされていらっしゃるということで、報酬は国の基準よりも上回っていること、今後も基準の見直しを勘案して対応されていくということで理解をさせていただきました。

人材の確保という問題は、今後の少子高齢化の社会にとっては本当に難しい問題だと思います。以前、一般質問もさせていただきましたが、民生委員のなり手不足という問題もありました。役場の方が一生懸命、なり手を探してくださっているお手伝いを少しだけさせていただきましたが、皆さん、社会、地域に貢献したい気持ちがあったとしても、なかなか生活状況、年齢、さまざまな課題があり、なかなか手を上げてもらえないということが実情でした。そんな中で、消防団員の確保も同様の問題があるかと思いますが、国の消防団員の処遇等に関する検討会が夏ごろに最終報告をまとめるというこ

とでありますことから、手当も含めそれらが団員確保のひとつの手段となりますのであれば、ぜひともご検討のほうをお願いいたしまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで、休憩します。

（ 午前10時00分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町立の保育園、幼稚園、小学校、中学校の水道についての質問でございます。水道といいましても、手洗い場の質問でございます。コロナ禍になり、できるだけ物への接触を避けることが当たり前となってきました。また、消毒や清掃をこまめに行うことが義務、当然、必要に必須の事項となってきました。昨年、緊急事態宣言下で学校が3月から6月までほぼ3か月間休業になりました。その中で、一般社団法人法隆寺青年会議所の皆様が、子どもたちが安心して登校できるようにと小学校だけではありませんが、西和7町内17校の小学校の手洗い場を抗菌作業等を行っていただきました。

ここで、ひとつ目の質問ですが、こういった抗菌作業ではないですが、学校で今、手洗い場における感染症対策等、現行、行っていることをお伺いできますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） まず、小・中学校、幼稚園の取り組みにつきまして、私のほうからご説明をさせていただきます。水道設備におけます感染症対策といたしまして、蛇口の取っ手など複数のものが触れる部分について接触を避ける、または手指の接触の機会を減らすなどの対策が考えられるところでございます。このことから、小・中学校、幼稚園の手洗い場につきましては、まずトイレの手洗い場におきまして部分的に自動水栓を設置しておりますほか、その他の手洗い場におきましてもレバー式の水栓と、部分的ではございますが接触の機会を減らす対策を講じてきたところでございます。また、施設面での対策に加え、手洗い場における密集を避けるためのフットマークの設置や手洗い方法の指導、水栓の定期的な消毒、清掃活動を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 中尾子育て支援課長。

○子育て支援課長（中尾歩美君） 続きまして、町立保育園における対策でございます。町立保育園におきましては、園児や保育士が手を触れる箇所や共有で使用する箇所については、定期的にアルコールや次亜塩素酸による消毒を実施しており、水道の蛇口につきましても定期的に消毒作業を行うとともに、手洗い後は必ず手指消毒を行うよう徹底しております。また、トイレの使用につきましても、ほかのクラスの園児と混在しないよう時間帯を分けるなどの対策を講じております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。消毒、清掃はもちろんことフットマークの設置であったり、保育園においてはトイレの使用を時間差で行っているということで、しっかりと感染症対策を取られているということがうかがえました。こちらにつきましては引き続き、徹底していただき、クラスターが発生しないよう、よろしく願いいたします。ご答弁の中にもありましたが、小学校では一部、トイレの手洗い場を自動化を設置しているとありました。東京都、神戸市などでは、すでに自動水栓に切り替えが完了している自治体も増えてきました。

そこで、2番目の質問ですが、手洗い場を自動水栓等に変更する計画について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 今議会に新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、指定避難所であります小・中学校、幼稚園のトイレの洋式化並びに自動照明、自動水栓の改修費用にかかる補正予算を上程をさせていただいているところでございます。トイレの自動水栓化につきましては、斑鳩西小学校は全て自動水栓化しておりまして、そのほかすでに自動水栓化を実施している箇所を除きまして、斑鳩小学校で24か所、斑鳩東小学校で15か所、斑鳩中学校で31か所、斑鳩南中学校で24か所を改修する計画をしております。これによりまして、学校、幼稚園のトイレにおきましては、全面的に自動水栓化を図ってまいりますとともに、照明のスイッチの自動化など接触の機会を減らす対策を講じ、感染症対策の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、トイレ以外の手洗い場などの水栓につきましては、構造上、自動化が非常に難しい箇所もございますが、今後、これらにつきましてもその対策について検討が必要であると、そのように認識をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 中尾子育て支援課長。

○子育て支援課長（中尾歩美君） 次に、町立保育園における計画でございます。

町立保育園におきましても、今年度、新型コロナウイルス感染症対策として園内すべてのトイレの手洗い場を自動洗浄へと変更する予定であり、本定例会におきまして、たった保育園の2つのトイレで7か所、あわ保育園の4つのトイレで9か所、自動水栓取替にかかる補正予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。いち早く取り組んでいただいているということは一定、評価させていただきます。一日も早く切替えを行っていただけるよう、今以上に子どもたちが安心して生活できるようにお願いいたします。

また、ご答弁いただきましたトイレ以外の部分の手洗い場の自動洗浄化も、もちろん費用の捻出や課題等ありますが、新しい生活様式の一部となりますので、できるだけ早く実現していただくことを強く要望いたしまして、ひとつ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、小学校、中学校で体育の授業の際のマスクの着用について、質問させていただきます。（1）の質問につきましては、先ほどの溝部議員と重複いたしますので答弁は結構でございます。現状の指導方法についての答弁は結構でございます。

先日ですね、大阪の高槻の小学校で5年生が持久走直後に亡くなる事故が発生しました。マスクが死因に関わっているかどうかははっきりとされていませんが、私からは、このマニュアルとガイドライン等の作成状況、指導方法について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） これからの時期は気温が上昇する時期となってまいりますが、マスクの着用に関する取扱いにつきましては、昨年度は臨時休業からの学校再開直後の6月3日に、今年度も5月28日に町立小・中学校長及び幼稚園長に対しまして、熱中症など健康被害の予防の観点から、学校や幼稚園における各場面に応じて適切な指導を行うよう通知を行うとともに、町ホームページにも掲載し、その周知を図っているところでございます。なお、教育委員会といたしましては、これらマニュアルの運営状況につきましては、適宜、確認をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね、しっかりとガイドライン、マニュアル等を作成していただいて指導されているということで理解いたしました。ご答弁いただきましたよう

に、頻繁にはではなくて結構ですが、教育委員会として現場を見て確認していただきたい
と思います。指導はしたが現場では行っていなかったではガイドラインの意味もありません。
教育委員会と現場が連携を取り、事故が起こらないように引き続き、努めていた
だくことをお願いいたしまして、この質問は閉じさせていただきます。

次にですね、コミュニティバスについての質問でございます。

王寺駅乗り入れが開始し1年が経過いたしました。コロナ禍ということもあり、実証
等なかなか難しいものがあると思いますが、まず初めに、利用状況についてお伺いいた
します。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 王寺乗り入れ開始後のコミュニティバスの利用状況に関
するご質問でございます。

令和2年度のコミュニティバスの利用状況でございますが、令和2年4月7日から5
月25日までの緊急事態宣言の発令に伴う公共施設の臨時休館など新型コロナウイルス
感染症の影響を受け、年度当初の4月、5月の利用者数は対前年度1,639人、4
2%の減となりました。6月以降、利用者数は回復し、最終的に令和2年度と令和元年
度の年度比較を行いますと、令和2年度では1年間で2万2,738人の利用があり、
前年度の令和元年度と比較いたしますと654人、2.8%の減となっております。1
日の平均で見ますと63.3人で、令和元年度と比較して1.7人の減、1便当たりで
は15.8人で、令和元年度と比較して0.5人の減となっているところでございます。

次に、王寺駅での乗降客数についてでございます。令和2年4月から令和3年3月ま
での1年間で乗車客数は4,138人で、月平均344.8人、降車客数は5,228
人で月平均435.7人、合計9,366人で、月平均780.5人の利用をしていた
だいでいるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。全体的な部分を見ましても、コロナ禍で
ありながら前年度から654人減ということで、私の想像以上に利用されていることが
分かりました。王寺町の乗降者を見ましても、1年で9,336人利用されているとい
うことも理解をいたしました。たくさん利用されているなという感覚があります。しか
しですね、委員会でも再三、質問してまいりましたが、ご答弁いただいた内容はあくま
でも延べ人数でございます。補助も出ている中、斑鳩町としては延べ人数ではなくて実
人数の把握をされていますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） コミュニティバス利用者の実人数についてのご質問でございます。実人数を把握するためには、利用者の方一人ひとりに聞き取りするなどし、重複して計上しないよう集計する必要があります。また、利用者によって利用頻度もさまざまでありますことから、現場において利用実人数を把握していくことは、現実的に極めて難しいと考えているところでございます。しかし、毎年度、実施している利用者アンケートにおきまして往復利用の状況と利用頻度を調査し、その割合に延べ利用者数を乗ずることで推計値としての算出は可能であると考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症により利用状況も流動的でありますことから、感染状況が終息した後、アンケートを実施し、その結果から利用頻度を算出し、あくまで推計値とはなりますけれども、実人数の推計値の算出を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、ご答弁の中に、現実的に極めて実人数を把握するのは難しいというふうにおっしゃっていましたが、実際の王寺駅の停車時間は4便決まっているわけであります。第1便が9時1分、第2便が11時5分、第3便が14時23分、第4便が16時33分の4便でございます。この時間に王寺駅の停留所に行きアンケートを採る、聞き取りをするなど実人数の把握に関しては決して難しくはないと、私自身は思っております。補助も出ている事業で、実人数の把握はかなり重要度が高いと考えます。いろいろな方法があるかと思いますが、できるだけ正確な実人数の把握に向けて、引き続き、町としても考えていただきたいと思っております。

今回は、ここで実人数についての質問は終わりますが、私自身も動向をチェックしながら、再度、質問させていただきたいと思っております。

次に、コミュニティバスに関連して、法隆寺駅を利用する方や大和小泉駅を利用することが多い住民さんに対して、補助と今後の延伸等についての質問でございます。

王寺駅乗り入れにより斑鳩町のコミュニティバスが町外に乗り入れすることになりました。大和小泉や筒井駅などを利用する住民さんにとっては、直接的なメリットが感じられないのが現状でございます。王寺駅の乗り入れが実現したのであれば、町外へさらなる延伸をするという計画等がありますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 令和2年4月に、王寺駅への乗り入れを開始し、令和2

年度の王寺駅の乗降客数は先ほども申しました9,366人で、全体の乗降客数の約41%を占めております。また、コミュニティバスの月別の利用状況につきましても、このコロナ禍にあつて、令和2年9月以降は12月を除いて昨年度を上回るご利用をいただいているところがございます。また、昨年7月に実施した利用者115人を対象としたアンケート調査におきましても、利用頻度の変化をお尋ねした設問に、王寺駅乗り入れ前にはコミュニティバスに乗ったことがない利用者が18.3%おられ、新たに利用いただくようになった方がおられるなど、コミュニティバスが王寺駅に直接乗り入れることで潜在する住民のニーズに適合し、利用促進の観点からも一定の事業効果があったものと認識いたしております。さらに、高齢者の買物や通院といった日常生活や外出支援のための移動手段として、その確保について寄与できたものと考えております。

王寺駅以外の鉄道駅を利用される方への補助制度や新たな町外への運行ルートの延伸に関するご質問でございますが、王寺駅への乗り入れは平成30年度に町内1,300世帯を無作為抽出して実施したコミュニティバスに関する住民アンケート調査におきまして、そのニーズの高さも検証し、最終的に地域公共交通会議で合意をいただき実施してきたものでございます。また、昨年、その地域公共交通会議において、現行のダイヤを変更せず王寺駅乗り入れを含む効果検証や利用者のニーズを継続的に把握しながら、現在の実証運行計画を継続するという取りまとめをいたしているところでございます。現時点では、現行の事業計画により運行を継続していく方針でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。王寺町、乗り入れが始まり1年ですし、今後も効果検証していく事業であることも理解はしております。また、地域公共交通会議や民業圧迫の観点からも、斑鳩町だけで決めていけることではないということも理解はしておりますが、ご答弁の中にもありましたように、王寺町乗り入れにより高齢者の買物や通院といった日常生活の外出支援にも一定の効果があったとおっしゃられております。斑鳩町全体を見ていただき、多くの住民の皆様が納得でき、利用できる新たなサービスの構築をお願いいたしまして、この質問を閉じさせていただきます。

最後の質問になりますが、ヤングケアラーについてでございます。

ヤングケアラー、町の認識について、昨年の12月議会で奥村議員が質問されていましたが、今回、文部科学省、厚労省がプロジェクトチームをつくり、ヤングケアラーの支援に向けた動きが出てきました。また、自治体では6月1日に神戸市において、全国

で初めて、こども若者ケアラー相談室、相談窓口を開設されました。大阪府では、独自に府立中学校でヤングケアラーの実態調査を行うと発表されました。支援に向け、全国的に本格始動する中、町におけるヤングケアラーの実態調査について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 中尾子育て支援課長。

○子育て支援課長（中尾歩美君） 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような障害、病気、精神疾患のある保護者や祖父母などへの介護、年下のきょうだいの世話をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義されています。本町におきましては、現在のところヤングケアラーに関する実態調査は実施しておらず、ヤングケアラーについて具体的に把握はしておりませんが、令和2年度に要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の実態調査が実施されており、世話をしている家族がいる、と回答した子どもは中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果が報告されています。また、その中には、世話をしているにもかかわらず自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話をほぼ毎日している中高生は5割弱、1日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割存在するという結果も報告されております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。ご答弁いただきました全国規模の実態調査の中学校2年生の5.7%というと、17人に1人が当事者ということになります。斑鳩町では、実態調査を行っていないということですが、ヤングケアラーの支援は多岐にわたります。まずは実態調査を行っていただき、当事者の把握に努めていただきたいと思います。

町で相談を受けた場合ですね、家事や子育て支援、必要に応じた対応策については、今現状どのようにされているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 中尾子育て支援課長。

○子育て支援課長（中尾歩美君） ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいことから、福祉、介護、医療、学校等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる必要があります。このため本年3月、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進めるため、ヤン

グケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、今後の取り組むべき施策について、取りまとめが行われたところです。具体的な内容としましては、福祉、介護、医療、学校等、関係機関による連携により、潜在化しがちなヤングケアラーを早期発見、把握すること。また、発見、把握したヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするために、既存の支援サービスに適切につなげること。そして、ヤングケアラーの名称や概念についての社会的認知度を向上させることといった三つの施策が示されたところであります。

本町におきましても、今後、学校をはじめ、関係機関とヤングケアラーに対する認識の共有を図り、支援が必要な子どもやその家庭の支援方針等を検討する際には、家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など家族全体の状況を共有し、ヤングケアラーではないかという視点からのアセスメントも進め、必要な支援サービスにつなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね。勉学に励む、部活動をする、友達と遊ぶ。子どもたちが子どものときにしか体験できないこと、子どもらしい生活が送れるよう、支援の輪を広げる必要があると感じました。今、ご答弁いただきましたヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームが示した3つの施策をですね、ぜひとも斑鳩町内の中で落とし込んでいただき、柔軟な対応をしていただきますようよろしくお願いいたします。また、誰一人取り残さない斑鳩町を築いていただくことも強く要望いたしまして、また、今後、引き続き、国と他自治体の状況を見ながら委員会等でまた質問したいと思っております。

今回、私の一般質問はここで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時44分 散会）